

第171号

瓦版 えくれしあ

～ 集いの場 ～



目 次

1. フィリピン人技能実習生強制帰国未遂事件発生
2. 外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導、送検等の状況
(平成28年)
3. 「外国人建設就労者(建設特定活動の従事者)受入れ事業」の見直し
4. 新聞記事等から
農業に外国人就労、県が検討 人手不足解消図る 国家戦略特区活用
介護福祉士養成の大学・専門学校 入学者これまでで最少に
外国人受け入れ態勢着々 佐賀県、在住者13%増伸び率全国1位 日本語学校開設助成
"善意"が招く外国にルーツを持つ子どもの就学待機問題
5. Drifting too far - 39 入院生活から - 3
6. 本の紹介 「限界国家 人口減少で日本が迫られる最終選択」 毛受俊浩 著
7. 今月の言葉

フィリピン人技能実習生強制帰国未遂事件発生

何か問題があると「厄介払い」か「見せしめ」のためか分かりませんがすぐに強制帰国させられる運命にあるのが技能実習生と言ってしまうほど些細な問題で帰国させられた技能実習生がどれほどいることでしょうか。当然こうした行為が他の技能実習生への恐怖感を植え付ける手段として利用されています。

7月に下松市で発生したこの事件もこうした色彩の強いものであったといえます。ましてや治療もさせずに強制帰国させる行為は異常としか言いようがなく、協同組合の従業員は自分の家族や友人も人間として見ているのか、どのような精神構造をしているのか不思議な思いに駆られます。

【発端】

7月16日(休日)に友達とふざけてアパートの2階から壁沿いに降りようとして落下し、脊椎を骨折したものです。入院もコルセットも無く、全治3か月として自宅療養と1か月後の8月16日に受診の指示が医師からありました。

【協同組合からの帰国指示等】

協同組合から、負傷後1週間もたたないうちに退職届に無理矢理にサインをさせられ、「8月1日に帰国させる。」と伝えられています。その際、「自分の希望で退職するなら入管のブラックリストに載らないが、解雇となれば再び日本に来られなくなる。」と脅されたとのこと。

また治療期間についても、本人が医師から聞いた治療期間は3か月(痛み喪失までの期間)で、協同組合からは3~6か月と聞かされています。なお医師は8月16日の受診で業務復帰を考えていたようです。

【経過】

23日(日)に下松教会で開催された技能実習生対象のセミナーで相談があり、翌日、ユニオンの委員長と再度下松市に行き、3日後広島市内のシェルターで保護しました。団交申し入れ後、会社から解雇撤回と8月31日までは傷病手当金を申請し、9月1日復職ですぐに解決しました。

【協同組合の問題点】

解雇・強制帰国が取り消され復職がなかったのは当然のこととしても協同組合の措置に対する問題が解決したわけではありません。

- (1) 医師の1か月後受診指示を無視し、負傷後1週間もたたない間に強制帰国させようとした。
- (2) 退職届に署名しなければ解雇する。その際、自分の希望で退職するなら入管のブラックリストに載らないが、解雇となれば再び日本に来れなくなる。」と脅している。
- (3) 治療期間を偽って本人に伝えている。
- (4) 会社に対して診断書の提出もせず、退職届を自発的に提出したと虚偽の報告をしている。
- (5) 実習生保険の使用も当初無視しており、団交時に本人に領収書の提出を求めている。

ここに列挙した項目はまさに人権問題そのものです。団交時には協同組合も同席したようですが、会社への復職という労働問題のみの解決が図られにすぎません。しかも問題を引き起こした協同組合に対するペナルティーは無視されたままです。協同組合に対して団交の要求はできないでしょうが、技能実習生が適正な実習ができるように保護・指導・管理する立場にありながら率先して人権を蹂躪し、技能実習生に精神的な不安を与えたことに対する慰藉料の支払いは当然のことといえます。このあたりのことが解決されない限り、ユニオンを始めとした支援者が取組んでいかなければ、技能実習生を取り巻く問題は解決されることはないといえます。とはいってもごく低い費用で受けてくれる弁護士さんがいない限り裁判に訴えてもペイしないので東京のフィリピン大使館内にあるPOLOに報告して送出し禁止措置をとってもらいたいと思います。また、カトリック教会のJ-CARM(日本難民移住移動者協議会)からフィリピンのカトリック教会を通じてPOEA(フィリピン海外雇用庁)との連携体制の確立が望まれます。

外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導、送検等の状況(平成28年)

平成29年8月9日労働基準局 監督課

労働基準局から、外国人技能実習生の実習実施機関に対する平成28年の監督指導、送検等の状況が公表されましたので抜粋して紹介します。(表については改変しています。)

1 監督指導状況

全国の労働基準監督機関において、実習実施機関に対して5,672件の監督指導を実施し、その70.6%に当たる4,004件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。

年度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
件数	2,776	2,318	3,918	5,173	5,672
	2,196 (79%)	1,844 (80%)	2,977 (76%)	3,695 (71%)	4,004 (71%)

上段=監督指導実施事業場数、中段=違反事業場数、下段=違反率

主な違反事項は、労働時間(23.8%)、使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準(19.3%)、割増賃金の支払(13.6%)の順に多かった

項目	労働時間	安全基準	割増賃金の支払	衛生基準	健康診断	労働条件明示
件数	1,348 (24%)	1,097 (19%)	771 (14%)	531 (9%)	505 (9%)	505 (9%)

監督指導事例 2

「定期賃金が月額 5 万円、割増賃金が時給 300 円」等の情報を端緒に、関連する 2 事業場に対して出入国管理機関と合同で監督・調査を実施

概要

情報のあった 2 事業場は、技能実習生 8 名を月額 6 万 5,000 円程度で雇用しており、最低賃金額以上の賃金を支払っていない。時間外・休日労働に対しては、実習 1 年目は時間単価が 300 円、2 年目は 400 円、3 年目は 450 円の支払とし、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払っていない

指導の結果

事業場に所属するすべての技能実習生 8 名に対して、最低賃金額に満たない賃金及び不払となっていた割増賃金、総額約 800 万円が支払われた。

2 申告状況

技能実習生から労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は 88 件であった。

年度	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
件数	126	125	138	89	88

主な申告内容は、賃金・割増賃金の不払(83 件)、約定賃金額が最低賃金額未満(12 件)、解雇手続の不備(11 件)の順に多かった。

<注> 申告事項が 2 つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。

項目	賃金・割増賃金の不払 (労働基準法第 24 条、第 37 条)	最低賃金額未満 (最低賃金法第 4 条)	解雇手続の不備 (労働基準法第 20 条)
件数	83	12	11

【コメント】

技能実習生が労基署に直接申告した件数(88 件)は、監督指導状況で報告されている違反のあった受入機関数、労働時間で 1,348 件 (24%)、割増賃金の支払で 771 件(14%)からみると極端に少ないことがわかります。この背景には、問題提起することで帰国させられる危険があることを始めとした外国人であることからくる恐怖感あるためといえます。労基署の相談時間も技能実習生の労働時間と重なっているため相談が難しいところもあります。それ以前の問題として、労基署の存在が周知されているのかとの問題もあります。日本語と母国語で作成された技能実習生手帳には労働法の説明や労基署の所在地や電話番号等の記載もありますが、この手帳をもらっていないとの話もよく聞きます。もらっていても何が書かれているのか確認していない人が大多数という問題もあります。

申告事例

事例 1

時間外・休日労働の割増賃金が不足しており、長時間労働にも従事しているとの技能実習生 5 名からの申告に基づき、監督指導を実施

概要

労働時間はタイムカードで管理されており、タイムカード上は残業がなかったが、実際は、時間外・休日労働については、手書きのメモで別に管理されている。

時間外・休日労働に対しては、メモをもとに、実習1年目は時間単価が350円、2、3年目は450円の支払としている。

指導の結果

技能実習生については、原則として時間外労働を命じないこととした結果、技能実習生の時間外労働は、36協定の限度時間以内に削減された。

事業場に所属するすべての技能実習生17名に対し、不払となっていた割増賃金、総額約2,400万円が支払われた。

3 送検状況

事例2

虚偽の帳簿書類の提出や臨検妨害などを繰り返した事業主らを逮捕した上で、賃金不払等により送検

捜査経過

縫製業の事業場で実習中の技能実習生から、事業場から支払われている賃金が最低賃金額を下回っているなどの申立がなされた。

事業場に立入調査を実施したところ、事業主と監理団体の代表者は、労働基準監督官に対して虚偽の記載をした帳簿書類を提出するなどし、さらに、監督官が関係先に立ち入るのを妨害したり、関係者との口裏合わせなどを繰り返していたことが発覚したため、事業主らを逮捕した。

捜査の結果、事業場に所属するすべての技能実習生4名の賃金について、月額6万円程度しか支払われておらず、また、時間外・休日労働に対しても時間単価が400円程度となっており、最低賃金額に満たない賃金及び割増賃金、総額約500万円が支払われていなかった。

逮捕した監理団体の代表者を取り調べた結果、この事業主の賃金不払について関与していることが明らかになった。

4 労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報状況

技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国管理機関が、その監督等の結果を相互に通報している。

労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報(1)した件数は431件、出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報(2)された件数は114件(注1)である。

1 労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報する事案 労働基準監督機関において実習実施機関に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

2 出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報する事案 出入国管理機関において実習実施機関を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

(注1) 入管が不正行為として受入機関に通知した件数は、平成26年が241件、平成27年が273件であったとの報告と比べると受入機関の不正行為のうち半数近くが労基法違反と考えられます。

「外国人建設就労者(建設特定活動の従事者)受入れ事業」の見直し (国土交通省) ～ 受け入れ可能期間の延長 平成29年11月施行 ～

この事業は、オリンピック関係工事での人手不足に対応するため、3年間の技能実習期間を終

了した者を「建設特定活動従事者」として来日させ3年間働くことを可能とした平成15年にスタートした事業です。しかし平成21年3月末で廃止され、4月以降の就労は認められていませんでした。現行制度では平成18年4月以降に就労開始した者は就労期間が3年の所定期間より短くなり人材確保が難しくなることから、平成20年度末までに就労開始した者については平成23年3月末まで就労化可能とするように見直しがされました。またこの制度は第3号技能実習生に対しても適用されることになりました。概略は下記の通りです。

(1) 技能実習2号修了者

引続き「建設特定活動従事者」になる場合

		改正部分	
技能実習(1号・2号) (3年間)		1か月以上1年未満 の帰国	建設特定活動従事者 (2年間)

一旦帰国後「建設特定活動従事者」になる場合

		改正部分	
技能実習(1号・2号) (3年間)		1年以上の帰国	建設特定活動従事者 (3年間)

(2) 技能実習3号修了者

2号終了時1か月以上1年未満の帰国の場合

				改正部分	
技能実習 (1号・2号) (3年間)	1ヵ月以上 1年未満の 帰国	技能実習 (3号) (2年間)		1年以上の 帰国	建設特定活動従事者 (3年間)

2号終了時1年以上の帰国の場合

				改正部分	
技能実習 (1号・2号) (3年間)	1年以上の 帰国	技能実習 (3号) (2年間)		1ヵ月以上 の帰国	建設特定活動従事者 (3年間)

新聞記事等から

農業に外国人就労、県が検討 人手不足解消図る 国家戦略特区活用

琉球新報 HP 2017年7月9日 06:30

沖縄県内農業分野で労働力不足が課題となっていることを受け、県が国家戦略特区制度に基づいて外国人労働者の受け入れを検討していることが8日までに分

外国人労働者と技能実習生の違い

外国人労働者	農業現場で即戦力として働き、農業経営を支援	目的	日本で農業の技能を学び母国で生かす	技能実習生
	農作業と、製造、加工、その他農業に付随する作業全て	担える作業	稲作、肉用牛の農作業や、加工、販売は対象外	
	総滞在期間3年	受け入れ期間	現行3年	
	可能	一時帰国	原則不可	
	認定を受けた人材派遣業者を通じて複数農家で作業	受け入れ形態	監理団体を通し、雇用する農家にあっせん	

かった。農業を学ぶ技能実習生として外国人を受け入れる従来の制度に比べて作業内容に制限が

なく、農閑期には一時帰国もできる。植え付けや収穫期など人手が必要な時期に限った雇用が可能となり、農家の負担軽減や農業生産の拡大につながることを期待される。

外国人労働者の農業就労を認める制度は、6月に国家戦略特区法が改正されて導入が決まった。

作物は指定せず、繁忙期のキクやサトウキビを想定する。外国人労働者は「特定機関」の認定を受けた人材派遣業者と雇用契約を結び、高齢化や大規模化により労働力を必要とする農家に派遣される。農家が直接雇用していた「技能実習生」制度と比べ、複数の農家で働くことが可能になる。できる農作業の制限がなくなるほか、農作物の加工、販売もできるようになる。雇用対象となる外国人は、技能実習制度で2年以上現場で実習した「技能実習2号」の修了者らを対象にする見通しで、即戦力として働くことが期待される。沖縄は2014年に国家戦略特区に指定されており、観光分野や区域限定保育士事業など4件で活用している。農業分野で労働者を受け入れるには、新たに区域計画案を策定して国に申請する必要がある。現在、国は9月末までの改正法施行を目指し、細かな受け入れ条件を定めた政令や指針を定めている最中だ。

県民の雇用に影響が出ることや、外国人が失踪するなどの事態も考えられる。農水部は労働政策を所管する商工労働部や、県警とも協議を進めていく考えだ。

県農林水産部の島尻勝広部長は「外国人の就労解禁は関係機関からも要望が寄せられている。関係機関と連携を取って有効に活用したい」と語った。（知念征尚）

介護福祉士養成の大学・専門学校 入学者これまでで最少に

NHKニュースウェブ 8月13日 4時27分

介護福祉士を養成する全国の大学や専門学校の今年度の入学者は、外国人留学生在が前の年度の2倍に増えた一方、日本人の入学者は大幅に減り、全体では、これまでで最も少なかったことが大学や専門学校で作る団体の調査でわかりました。日本人の若い世代で、介護の仕事を敬遠する傾向が一段と強まっている実情が浮き彫りになっています。

続きを読む

介護福祉士を養成する大学や専門学校で作る「日本介護福祉士養成施設協会」が、全国の372校を対象に行った調査によりますと、今年度の外国人留学生在の入学者は合わせて591人に上り、前の年度の2倍に増えました。これは、去年の法改正で、日本で介護福祉士の資格を取得した外国人が、国内の介護現場で働けるようになったことを受けたものと見られています。

一方、日本人の入学者は6667人で、前の年度から11%以上大幅に減り、日本人と外国人を合わせた全体の入学者は7258人と定員の45.7%にとどまり、これまでで最も少なくなりました。介護現場で深刻な人手不足が続くなか、日本人の若い世代で、介護の仕事を敬遠する傾向が一段と強まっている実情が浮き彫りになっています。

日本介護福祉士養成施設協会の澤田豊会長は「介護分野の人材確保には日本人の担い手も増やす必要があり、現場で働く人たちの処遇の改善が不可欠だ」と話しています。

【コメント】

介護福祉士養成校への外国人留学生在が増加したのは、今年の9月から入管法改正により在留資格に「介護」が設けられ介護福祉士の資格があれば介護関係での労働可能となったことによります。なお、養成校で1850時間の教育や実習を2年程度受けて卒業すると介護福祉士の資格が与えられます。

また昨年技能実習生の職種に追加された介護が平成29年11月から施行されベトナム人が数百人程度来日するとのこと。厚労省の推計では2025年には全国で約38万人の介護職員が不足することを受けての措置です。

介護福祉士養成校への入学した留学生の推移

H26	17人	H27	94人	H28	257人	H29	591人
-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	------

国籍別留学生数(上位5位まで)

ベトナム	364人	中国	74人	ネパール	40人	フィリピン	35人	韓国	23人
------	------	----	-----	------	-----	-------	-----	----	-----

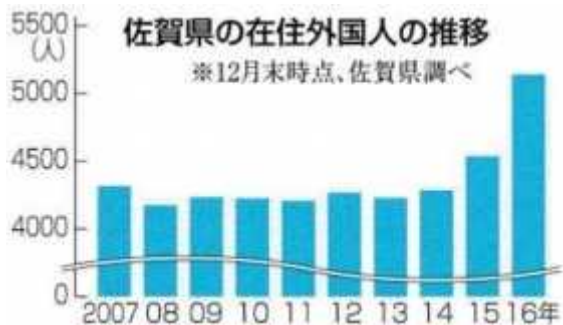
外国人受け入れ態勢着々 県、在住者13%増伸び率全国1位 日本語学校開設を助成、生活支援テーマに会議 [佐賀県]

西日本新聞 2017年08月25日 06時00分



「東日本大震災では『タカダイ(高台)』の意味が分からずに逃げ遅れ、被災した外国人が少なくなかった」と報告した新居みどりさん

県内在住の外国人数が、2016年は前年比13%増の5140人で、伸び率では全国の都道府県でトップになった。県は今後の増加を見据え、日本語教室の開設を後押しするなど受け入れ態勢づくりに取り組んでいる。全国ではごみ分別の理解不足などから住民トラブルに陥ったり、犯罪に巻き込まれたりするケースも後を絶たないが、山口祥義知事は「官民で多文化共生を進めたい」と話す。



県によると、県内在住者のうち、技能実習生が1863人で前年より426人増えた。留学生も前年比87人増の744人。この両方で全体の増加(604人)の約85%を占め、伸び率を押し上げた。

コンビニや工場などの労働現場は人手不足に陥っており、技能実習生は「引く手あまた」(福岡県内の機械部品メーカー)の状態。県によると、多くが製造現場で働いており、今後も増える見通しという。

このため、県は外国人の受け入れの課題や対策などの助言を政策に反映させようと、国際交流の有識者や関係者を招き、2015年4月に国際戦略本部会議をスタート。24日に6回目の会議を開き、「外国人住民への生活支援」をテーマに約20人が論議した。

この日の会議では、日本で暮らす外国人を支援する東京のNPO法人国際活動市民中心(通称CINGA=シンガ)のコーディネーター新居(にい)みどりさんが、「外国人の在住には法律と言葉、心の『三つの壁』がある」と指摘。具体的には(1)夫の暴力で骨折しながら「逃げたら在留資格を失って子どもに会えなくなる」と逃避できない(2)東日本大震災で「タカダイ(高台)」の言葉の意味が分からず避難が遅れて被災した(3)マンションの隣人から「怖い」と敬遠され孤立した - といった事例を報告した。

県によると、県内には日本語での会話に支援が必要な小中高校生が50人いるといい、子ども世代へのサポートも欠かせないという。

県は「佐賀モデル」として、市民ボランティアによる日本語教室開設を会場費の助成などで後押ししており、現在、13教室が運営されている。本年度からは専任のコーディネーターも1人配置し、「壁」の突破に努めている。

”善意”が招く外国にルーツを持つ子どもの就学待機問題ー日本語ができないと、学校に行けないの？

田中宝紀 | NPO 法人青少年自立援助センター定住外国人支援事業部責任者

YAHOO JAPAN ニュース 8/18(金) 17:06



日本語がわからない子どもの受入れ体制整備の遅れが、不就学状態発生の要因にも（写真：アフロ）

先日、来日してまもない外国籍の子どもが、自宅のある自治体窓口で公立学校への就学手続きをしようとしたところ、こう言われました。

「日本語がわかるようになってから、もう一度きてください」

学校の中で日本語を教えたり、通訳がサポートに入ったりするような支援がなく、学校に来てもらったとしても「放置」となってしまうため、子どもがかわいそう、というのが主な理由ということでした。実は、この自治体によるこうした対応は初めてではなく、筆者の運営する現場職員が「またか」とため息を漏らすような状況です。

過去、他の自治体において、同じような対応を窓口で受けたという例もあるのですが、その際は学校への通学は日本語がわかるようになってからと言うものの、就学の手続きだけはその場で行い、「公立学校の生徒」として筆者の運営する支援現場に紹介されてきていました。今回の冒頭ケースでは「どこの学校の生徒でもない状況」で、正に門前払いに近い対応となってしまったことが残念です。

「日本語指導が必要な子ども」として把握されない可能性

2017年6月に文科省が発表した、公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒の最新調査結果では、全国の公立小中学校、高校等に在籍する日本語がわからない児童生徒が40,000人を超えたことを、筆者の過去記事でもお伝えしました。そしてその内の10,000人以上が学校の中では何の支援も受けていない状況にあるということも、あわせてお伝えしたところです。

しかしこの約10,000人の無支援状態にある児童生徒の中に、冒頭でご紹介したお子さんが含まれることは、おそらく、ありません。

なぜなら、このお子さんは就学手続きをする前の段階で、日本語ができるようになってから再度来るようにといわれてしまったからであり、すでに公立学校に在籍している子どもを対象とした文科省のこの調査結果には、就学手続きをしていない、学籍がない状況の子ども数は反映されていない可能性が高いのです。

このお子さんの場合、私達のような民間の支援の場につながったこともあって、学習する機会を得ることができましたが、たとえば外国人保護者が窓口で、日本語ができるようになってからと言われた時点で諦めてしまったり、地域に日本語を教えてくれる場所がないような状況であったとしたら、このお子さんは日本語ができないまま、不就学、就学待機状態が長期化し、ただ自宅に籠って過ごすような日々となってしまったかもしれません。

この10年で、日本語がわからない子どもの数は1.6倍に増加しました。多くの学校にとって、こうした子ども達の存在は避けては通れないものとなりつつあります。

学校や自治体の担当者の、「日本語がわからない子どもが放置状態になる事がかわいそう」という、「思いやり」は、結果として子どもの教育を受ける権利自体を侵害してしまう可能性を、子

どもの教育に関わる全ての大人が知っておく必要があります。

学校の先生達の戸惑いや不安

一方で、学校の先生方が、まったく受け入れ態勢のない中で、日本語が一言も通じない子どもに対して何ができるのか、どうなってしまうのかと言った不安や戸惑いを抱いてしまう状況も理解ができます。

もともと外国人が多く暮らしているというような地域で、何らかのノウハウがあれば、先生にとっても少くも言葉が通じなくても大丈夫！というような自信を持てたり、少なくとも週に何回かは外部支援者がサポートしてくることで、安心して受け入れられることにもつながっているのだと思います。

しかし近年は、一部の限られた地域以外にも外国人が生活をするようになるなど、これまで経験値がほとんどない状況下で、突然こうした子ども達と向き合うことになったという学校もあり、社会の急激な変化に対する大人側の不安や戸惑いを、子どもがかわいそうだから、という理由に転嫁することで和らげようとしているようにすら見えます。

まずは、受け入れ側の体制整備を急ぎたい

日本語がわからないまま公立学校に就学を希望する子ども達が増加している以上、こうした自体を未然に防いでいかなない限り、不就学のまま教育機会を奪われてしまう義務教育年齢の子ども達が増加する可能性を否定できません。

外国籍の子ども達の場合、現時点では日本での義務教育の就学義務はありません。しかし、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）や国際人権規約等から、日本人と同一の教育を受ける機会が保障されていることは、文部科学省も明示するところです。

子ども達の学びの環境を整備することの必要性は言うまでもありませんが、その受け皿となる公立学校の受け入れ体制を全国的に確立することも、同様に優先されなくてはなりません。そして子ども達と直接現場で向き合うことになる先生達が、安心して、自信を持って受け入れることができるよう、学校に押し付けるだけにならないよう、全体的な基盤構築を進める必要があるのではないのでしょうか。

Drifting too far - 38 入院生活から - 3

5月31日に強烈治療第1回目の抗がん剤投与が終わり、翌日ステロイドの点滴の時先生から言われたことは、(1)これ以上ステロイドを投与すると身体に害を与えるから今日で終了し明日から治療はないこと、(2)今日の白血球の数値は3日前の数値の1/3には低下しているが、明日は大きく低下するのでびっくりしないように、(3)その結果無菌室に移動することになる、ということでした。確かに白血球は6月2日は前日の1/4の0.3L、6月5日には0.0Lに減少してしまいました。無菌室では、本が読めないことなどは聞いていましたが、結構戸惑うことがありました。スリッパと寝間着は貸与され、寝間着は毎日着かえますし、毎日身体拭きの蒸しタオルが5本支給されます。部屋の中の移動にも制限があり、ベッドの枕元には大きな空気清浄器、左横は壁、上には透明シートが張られ、右横は透明なシートが垂らされており、この内側にいなければならない。面会者はこの範囲内には5分しかおられない、ベッドの側を離られるのは、すぐそばにあるトイレと洗面所を利用するときだけでそれ以外の部屋の部分にも移動は禁止。トイレはウォシュレットとあっていたら水からの感染予防とのことでなし。テレビと冷蔵庫は無料となっています。確かに本や新聞が読めなければ治療もない体力的に問題がない人のベッド生活は苦痛そのでしかありません。

無菌室に入った当初から、副作用として口内炎と発熱が続きましたし、白血球減少による感染

予防策として各種の菌に対する内服薬が3種類追加となりました。発熱自体は38度前後が連日続いていながらもそれからくる辛さがなかったのは幸いでした。4日から白血球を増加させるための肩注射が続き、5日と8日には赤血球の輸血、6日には血小板の輸血がありました。白血球の増加が9日に0.1Lになり、10日には発熱も亡くなりながらも口内炎は一向に治まる様子はなく麺類を噛むこともできず、お粥にノリの佃煮をつけて飲み込むのがやっとの状況でした。12日には口内炎も改善し、13日には4部屋に移動し、17日に退院となりました。

退院後は食べ歩きに励みましたが味覚障害から今一つおいしさを感じられないのが残念でした。一度点滴に行った後、7月4日から第2回強烈治療開始で、4日と11日はブルーブラックのインキのような点滴。その後各2日は点滴があり、13日に白血球が1を切って無菌室に入院となりました。14日に赤血球、15日と20日に血小板の点滴輸血があり、今回は口内炎の副作用もなく楽かなと思っていると19日前後から口内炎まではいかなくても、口腔内の左側奥と舌の下側が爛れ気味となり味覚障害が強くなってきました。

白血球の戻りが遅れ、23日(日)に予定されていた下松教会でのセミナーへの参加が出来るかどうかわからなくなりましたが、回復するだろうとの見込みで当日の朝退院を認めてもらい無事終わることができました。セミナーの最中、「7月14日に怪我をして背骨にヒビがはいり休業しているが8月1日に帰国させる。」と協同組合から言われている実習生から相談がありました。入院もなく、コルセットも着用しない状況で医師からは8月16日に診察に来るよう言われているのにひどい話です。ユニオンへの加入の承諾をとり翌日スクラムユニオンの土屋委員長と伴に再度訪れて団交の運びとなり帰国は回避され、9月1日に会社への復帰の運びとなりました。先生が見切り発車してくれなかったら帰国させられていたはずで。

セミナーを企画したシスター・ジョイや現地で通訳してくれた支援者たちや本人の思いが通じたのかもしれませんが、こうした絶妙の巡り合せに遭遇することは少なくありません。神の摂理と言ってしまえばそれまでですが、キリスト教にいい感情を持っていなかったころ、ある瞬間聖書の言葉が浮かび心の中の暗いお思いが真っ青な空のように晴れたことで神の存在に気づき、私自身教会とは無関係なキリスト教者の意識を持っていました。それから十数年後、信仰の立場から勉強してみたくなり、カトリック教会に勉強に通い、洗礼を受けると神父様に告げた日にも神の摂理を感じたいくつかの出来事がありました。こうしたことからか洗礼には何らの感激も感じることもなく淡々と儀式が進んだだけでした。むしろ組織に入り、外国人の問題との関係が深くなるにつれ単なる組織の論理で信仰が語られているだけとの思いが強くなってきました。そうは言ってもそれを無視して協力していただける一部の外国人神父様の思いには自然に頭が下がります。私はカトリック教徒というよりはイエスへの共感者といった方が正確かもしれません。

8月14日に入院して抗がん剤治療となりました。先生の話では、今回は脳に抗がん剤が届くようにするとのことで、首から管を挿入し10時間かけて体内に抗がん剤を送り込むとのことでした。最初の入院時は治療に必死になっていましたが、退院後は病気を意識することもなく体力もそれなりに回復しており、外来治療時の点滴の針刺しにもなんとなく精神的に後ろ向きな気持ちとなり今回の入院にもそのまま引きずって来ています。



しかし治療に入ってみると腎機能が低いため10時間コースは無理があるとのことで、朝晩各2時間2日コースの治療となりました。管の設置も前回の鎖骨の上部ではなく下部の部分で首が自由に回るのでいいのかもしれませんが、退院前日まで、管が塞がらないように500mlのブドウ糖を24時間かけてのんびりと点滴するのはいささかわずらわしい思いがありました。幸い今回は白血球が「0」に落ちず、無菌室に入ることはありませんでしたが、赤血球と血小板の輸血が数

回あった程度ののんびりとした入院生活でした。8月31日に退院となりました。

本の紹介

「限界国家 人口減少で日本が迫られる最終選択」 毛受俊浩 朝日新書 620 780 円

H29.8.21 付読売新聞に「移民受け入れ 識者に聞く」の掲載がありました。賛成派はこの本の著者で「人口減少はすべてをのみこむ「静かな大津波」。減少ペースは今後さらに加速し、社会の存続が危ぶまれる。海外からは、日本は人口減少で衰退していく国だとみられている。それなのに危機意識が感じられない。」と述べており、一方反対派は「移民政策には慎重であるべきで、今の外国人率からあまり増やさず、抑制策を考える必要がある。労働力不足には、社会制度の改革や新たに技術の導入で対応すべきだ。」とそれぞれ主張されています。人口の減少=移民の導入は必ずしもイコールの関係ではない話ですが、両者とも移民の必要性は認めています。しかしその理由は少子高齢化による年金財源や健康保険料・介護保険料負担を誰が担うか、また介護や中小企業での単純作業労働者の確保といったものでしかありません。移民反対論者がいうように将来的なビジョンとしてどのような社会を構想するかは必要不可欠なことといえます。その場合派遣業の導入や新卒の離職率の高さなど労働市場や日本人の労働意識が替わってしまったことの是正措置と並んで外国人労働者の日本語教育の機会の提供、人権と労働者としての権利を守る枠組みの構築は避けて通れないといえます。

本書は、第1章人口減少で日本の風景は一変する、第2章移民は「タブー」となぜ思うのか、第3章日本に住む外国人の実像、第6章迷走する政府の移民政策、第7章「限界国家」脱出プラン、から構成されています。

人口減少問題もさることながら岩手県一戸町のベトナム人女性医師養成計画、兵庫県城崎町では4割を超える旅館が人手不足から予約を受けられない状況にあって、経済特区を使って留学生に週36時間の労働を可能とするとか、農業では技能実習生修了者の導入などが検討されているなど外国人導入に関する様々な事柄が紹介されており、自分の関係する狭い分野以外の状況を知ることができ大いに参考になりました。

言葉

無 功 徳

善い行いとは不思議なもの。人知れず行っていると、自分の心が「無心」に慣れていきます。善い行いは心を静かに満たしてくれます。

善い行いをした報いを功德と言いますが、下心あつての行いには功德はありません。功德を重ねることは功德を重ねていないのと同じだと、無心で行うことが肝心なのです。だから功德は無功德。ともすれば何もしなかったかもしれないその瞬間を、善い行いに向かわせてくれたチャンスに感謝。

「ほっとする禅語70」P.36

監修：渡會正純 書：石飛博光 (株)二玄社

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成29年 9月 1日 発行